

## 「奈良市一般廃棄物処理基本計画(案)」に対する意見募集の概要について

募集期間:令和3年12月14日(火)から令和4年1月14日(金)まで

奈良市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、区域内の一般廃棄物の処理に関する計画として「奈良市一般廃棄物処理基本計画」を定めています。

本計画は、本市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設及び処理体制の整備やそれらに係る実施計画等実現のための現実的かつ具体的な施策について十分な検討を行う必要があります。

本市では平成4年に、最初の基本計画を策定して以来、定期的に改定を行ってきました。令和3年度をもって現行の奈良市一般廃棄物処理基本計画の計画期間が満了することから、今後10年の指針となる新たな基本計画を策定します。

そのため、「奈良市一般廃棄物処理基本計画(案)」について、より良い計画を策定するため計画案を公表し、市民の皆様等から広く意見を募集します。

### 1 公表する計画案

- ・奈良市一般廃棄物処理基本計画 概要版(案)
- ・奈良市一般廃棄物処理基本計画(案)

### 2 公表の方法

廃棄物対策課(環境清美センター内事務厚生棟2階)、市役所総務課(市役所 北棟5階)、出張所(西部、東部、北部)、行政センター(月ヶ瀬、都祁)で閲覧することができます。(意見募集の期間内の午前8時30分から午後5時15分まで(廃棄物対策課は午後5時まで) 土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)

また、市のホームページ(<http://www.city.nara.lg.jp>)でも公開しています。

### 3 意見募集の期間

令和3年12月14日(火)から令和4年1月14日(金)まで(必着)

### 4 意見を提出できる個人及び団体

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

## 5 意見の提出方法

「奈良市一般廃棄物処理基本計画(案)への意見」と明記の上、次の項目を記載した書面を、廃棄物対策課へ郵便又は信書便、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法で提出してください。

持参の場合は、土・日曜日、祝日、年末年始を除く、各日午前8時30分から午後5時00分までに提出してください。

様式は自由ですが、別紙の意見提出用紙で提出していただいても結構です。

### 【記載いただく項目】

#### (1) 提出される方に関する事項

- ・氏名、住所、郵便番号、電話番号、年代(団体の場合は、所在地、団体名、代表者及び担当者の氏名、電話番号を記載)
- ・上記4「意見を提出できる個人及び団体」(1)～(5)のうち該当する区分

#### (2) 意見の内容

- ・意見の対象箇所がわかるように、該当ページ、該当箇所を明記してください。
- ・意見の内容は日本語で記載してください。

なお、意見の提出に当たっては、次の点にご留意ください。

※電話、訪問等による口頭での意見は受付できません。

※提出された原稿等は、返還できません。

## 6 お寄せいただいた意見の取り扱い

- 提出された意見は、計画策定の参考にさせていただきます。
- 意見のうち、単に賛否だけを示したものや趣旨が不明確なものについては、公表しない場合や市の考え方をお示しできない場合があります。
- 意見を提出された方への個別の回答は行いません。
- 意見提出用紙に記載された個人に関する情報は、記載内容の確認以外には使用いたしません。

## 7 意見の提出先及び問合せ先

〒631-0801 奈良市左京五丁目2番地

奈良市役所 環境部 廃棄物対策課 (事務厚生棟2階)

電話 0742-71-3001(直通) FAX 0742-71-1621

電子メール haikibutsutaisaku@city.nara.lg.jp